

ベトナム、カンボジア、ミャンマーからの移住労働者が支払う過剰な斡旋手数料 - NGOの視点

針間礼子
メコン移住ネットワーク地域コーディネーター

アジア移住労働者センター事務局長

reiko@mekongmigration.org



RBA/ILO/JP-MIRAI共催シンポジウム「移住労働者のリクルートの適正化について考える」

8 April 2025



Mekong Migration Network (MMN)



目次



1. メコン移住ネットワーク (MMN)
2. MMN の日本への労働移住労働に関する取り組み
3. 過剰な募集斡旋手数料 - 全般的な観察
4. ベトナム
5. カンボジア
6. ミャンマー
7. 結論、 勧告



Mekong Migration Network



- MMN は2003年に設立された、メコン地域（GMS）のCSOネットワーク。私たちの主な目標は、GMSからの移民・移住労働者の権利を促進し保護し、地域内外の移民と支援者の間で相互支援と連帯を築くことである。
- GMSには、カンボジア、ラオス、ミャンマー、タイ、ベトナムが含まれる。
- MMNの主な活動分野:
 - * 情報共有 * 共同研究
 - * アドボカシー * キャパシティービルディング(直接支援はMMNの各メンバー機関による)





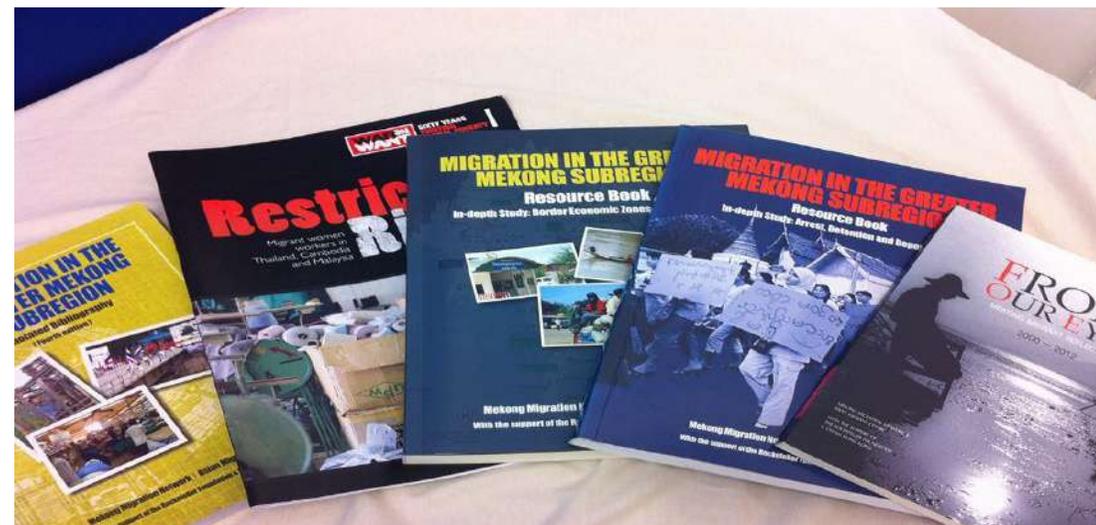
メコン移住ネットワーク



MMN の研究と提唱のテーマには以下が含まれる:

- * 出身国（送り出し国）の役割
- * 社会保障
- * 社会的排除・包括
- * 農業移民
- * 日本への移住
- * コロナ禍やクーデター後のミャンマーなど、危機的状況における移住

詳細: www.mekongmigration.org





MMNの日本への移住労働に関する活動



- 近年、日本の急速な高齢化による労働力不足を補うためにメコン諸国からも日本へ働きに行く人が増えている。
- これらの動向を反映して、MMNは送り出し側の観点を中心に、日本への送り出しに関する調査、勧告を始めた。
- 近年の日本への移住労働に関する活動

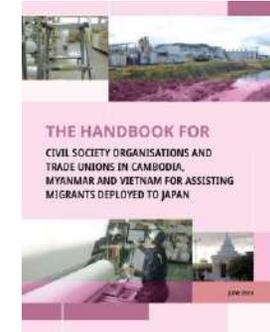
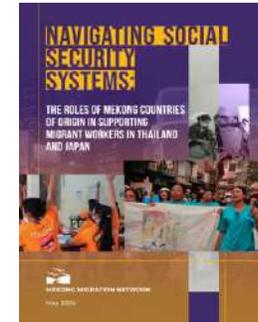
* 日本、ミャンマー、カンボジア、ベトナムにおいて、日本への移住に関するマルチステークホルダー協議を開催（2017年－2024年）

* 日本に派遣された移民を支援するメコン諸国のCSO向けハンドブックを発行

* 日本への移住に関するMMNのメンバーによる共同研究を実施

* メコン諸国のCSOの日本訪問を企画（2017年、2019年、2024年）

* ドキュメンタリー映画「共に未来を築く」





過剰な募集・斡旋手数料または関連費用－ 全般的な観察



- MMN は、この問題を主に送り出し国の観点から調査。
- 過剰な斡旋手数料により、移住労働者は日本で働き始める時点で多額の負債を抱え、搾取されやすくなっている。
- 借金を返済するために、より給料の高い仕事に就く必要が出てくる。結果、過剰な斡旋手数料と、いわゆる「失踪」には相関関係があることも多い。
- 送り出し国における斡旋手数料を規定する規制枠組みはさまざまであり、結果、どの国出身かによって同じ日本に働きに来るにも関わらず、斡旋手数料体系に格差が生じている。
- メコン 諸国では斡旋手数料に関し法的上限を設けているが、規制が緩いところもある。
- また「斡旋手数料」と幅広い意味での「関連費用」についての共通の理解にかける。
- 送り出し機関、雇用主、ブローカー、政府関係者間のビジネス関係により、利益相反が生じがちである。



ベトナム



- 最近のMMN調査（2024年）によると、日本へのベトナム人移民は一般的に高額の募集手数料を支払っているが、金額は個人によって大きく異なる。手数料は5,000～8,200米ドルの範囲である。
- 多くの移住労働者は、支払った手数料の領収書や明細書を受け取っていないと報告している。
- 手数料の法的上限（12か月の労働につき最大1か月分の給与、または36か月の契約の場合は3か月分の給与）があるにもかかわらず、移住労働者は斡旋サービス料、旅費、海外雇用支援基金、技能および語学研修、健康診断、退職金および遺族手当基金、犯罪歴調査、ビザ代など、さまざまな費用を負担する必要があるため、合計の出費が上限以上になることが多々ある。
- 法的上限に関する規制は施行されているが、法律、政策、実施の間にギャップがある。



カンボジア



- 2024年前半までは法的上限がなく、MMN の調査では、日本に移住するカンボジア人の多くは 3,500 ～ 5,000 米ドルの斡旋手数料を支払っていた。
- 関連費用を賄うために、多くの人々がマイクロファイナンス機関や非公式の金貸し業者からの融資に頼ってきた。金利は法外な場合が多い(月 10 ～ 15%)。
- 移住労働者は斡旋手数料や渡航関連費用の明確な内訳を受け取っていないことが多い。



カンボジア – 募集・斡旋手数料または関連費用



- 2024年まで、募集・斡旋手数料または関連費用に上限は無かったが、2024年6月、カンボジア労働職業訓練省（MOLVT）は斡旋手数料の上限を設定。

* 日本へのTITP労働者の場合5,000米ドル、日本へのSSW労働者の場合3,000米ドル、タイの場合500米ドル

- この上限は法律で定められておらず、MOLVTと各送り出し機関間の覚書（MOU）を通じて実施される。
- しかし、5,000米ドルは移住労働者にとって非常に高い費用である。



カンボジア - マイクロファイナンス



- 2024年以降、MOLVTは8つの銀行とMOUを締結し、移住予定者に融資を行っている。
- 日本に働きに行く人は最大5,000米ドル、タイの場合は最大500米ドルを借りることができる。
- 金利は8%で、商業金利よりわずかに高い。この制度の利点としては、移住希望者は担保を提供する必要がない。
- しかし、多くのカンボジア人は既に多額の負債を抱えている。カンボジア信用情報機構（CBC）による信用格付けが低い人は、銀行から融資を受けることができない。この政策は上記の移住希望者のための融資にも適用される。
- したがって、指定銀行から借りられない人は、結局は送り出し機関から借りるか、他の非公式の貸し手を探すことになる。



- ミャンマー労働省は、日本向けの斡旋手数料の法的上限を2,800米ドルに設定している。
- 2021年の軍事クーデター前の2016年、送り出し機関協会（MOEAF）は労働省（当時はMOLIP）およびILOと協力して、倫理的な募集の基準を促進し確立するために、行動規範（CoC）を立ち上げた。
- 軍事クーデター以来、ILOとMOEAFはモニタリングとランク付けにおける協力を継続でならず、行動規範の現在における実施状況は不明。
- 移住に関するあらゆる費用が増加の傾向している。例えば、公式パスポートの手数料は35,000チャット（17米ドル）だが、実際には、ブローカーを通して順番待ちの番号を確保しなければ、パスポートを取得することは事実上不可能であり、移住労働者は、パスポート申請にも、公式料金よりかなり高い料金を支払っている。



結論



- メコン諸国の人々は、他の国に比べて賃金が高く、新しいスキルを習得できる国として、一般的に日本への移住労働に対して好印象を持っている。
- しかし、多くの移住労働者は多額の借金の返済に苦勞し、これは日本円の下落以来悪化している。
- 斡旋手数料を削減または廃止できれば、移住労働者が多額の借金を抱えて日本に到着する状況は避けられる。
- 借金の負担がなければ、移民労働者は新しいスキルの習得に集中でき、職場での生産性を高めることにつながる。これにより、移住労働者による全体的な生産性が向上し、移住労働者を雇用する企業にもプラスの影響がもたらされる可能性がある。



勧告



1. 送り出し国と日本の双方のステークホルダーが協力して、リクルートにおけるプロセスの改善と採用手数料の引き下げに取り組み、「底辺への競争」のシナリオを回避する。
2. 「関連費用」の定義を明確にする。
3. 日本のステークホルダーが送り出し国のステークホルダーに、斡旋手数料と関連費用に関する透明性を高めるように促す。これにより、雇用主による費用分担に関する議論が進みやすくなる。
4. ミャンマーについては、行政による規制が期待できないことから、移住労働のプロセスにおいて労働者が法外な費用を取られたり、不当な扱いを受けるリスクを最小限にするために、日本の雇用主・企業がミャンマーの送り出し機関や労働者達と緊密にコミュニケーションを取る。



終わり



ご清聴ありがとうございました。

針間礼子
メコン移住ネットワーク地域コーディネーター

アジア移住労働者センター事務局長

reiko@mekongmigration.org

